

## 危険物等取扱責任者更新講習申し込み方法

危険物等取扱責任者更新講習の申込手続きの際に、再確認が必要な事項を記します。

危険物取扱責任者資格の有効期間は5年で、この有効期間内に資格の更新を行う必要があります。認定されている資格の船種（石油タンカー、液体化学薬品タンカー、液化ガスタンカー）ごとに、有効期間内に3ヶ月以上の乗船履歴があれば、資格を更新することができます。

当協会で実施する危険物等取扱責任者更新講習は、資格の更新に必要な乗船履歴がない方に対して、乗船履歴に代わる措置として行う講習です。（通信教育で実施しており、随時受け付けております。）

・この講習によって新たに資格を取得することはできません。

・資格の認定を受けるための海上災害防止センター等で開催している「消火、タンカーの安全確保、海洋汚染の防止等に関する講習」を修了した方であっても、運輸局で資格を認定されていない船種について、この更新講習で新たに資格の認定を受けることはできません。「消火、タンカーの安全確保、海洋汚染の防止等に関する講習」修了証書の有効期限を延長することもできません。

・当協会の更新講習では平成30年に新設された「低引火燃料船」に関わる危険物取扱責任者資格の更新講習は開講しておりませんのでご注意ください。

### 1. 更新講習申込及び更新手続き（申込は有効期限の1年前から受け付けます。）

- ① 当協会ウェブページ右上の「MENU」欄をクリックし、右の上から2番目の「講習・資格更新」の右側「資格更新」のバナーをクリックします。
- ② 「資格更新」ページの「危険物等取扱責任者資格更新講習」から、1番下にある更新講習申込方法、更新講習申込書のPDFファイルをダウンロードします。
- ③ 申込書に必要事項を記入の上、船員手帳の3ページ目（本人確認用）、5ページ目（危険物証印の確認用）をコピーし、  
当協会宛ファクシミリ（03-3263-0910）、メール添付（hptanto@sensaibo.or.jp）、または郵送（〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル4階 船員災害防止協会）してください。
- ④ 申込書の受理後、当協会より請求書、振込用紙1枚を郵送します。
- ⑤ 受講料の入金を確認したら危険物等取扱責任者更新講習教本1冊、試験問題1部を郵送します。
- ⑥ 試験問題に直接回答を記入し、当協会宛ファクシミリ（03-3263-0910）、メール添付（hptanto@sensaibo.or.jp）、または郵送（〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル4階 船員災害防止協会）してください。合格の場合修了証書を発行、送付します。この修了証書の有効期限は5年間です。
- ⑦ 船員手帳、修了証書を持って運輸支局で更新の手続きをして下さい。証印の有効期限内に更新手続きをしない場合、免許は失効します。

【注意】運輸局の更新受付は、通常の場合、有効期限の6ヶ月前からです。

## 2. 危険物等取扱責任者の資格について

- ① 一般財団法人 海上災害防止センターで実施する登録消防実習、登録学科講習を修了し、かつ船種ごとに 3 ヶ月の乗船履歴があると、船種ごとの甲種危険物等取扱責任者の認定を受けることができます。(船員手帳の 5 ページ目に証印が押されます)
- ② 一般財団法人海上災害防止センター防災訓練所の登録消防実習、登録学科講習修了者で乗船履歴が無い場合は、乙種危険物等取扱責任者の認定を受けることができます。(船員手帳の 5 ページ目に証印が押されます)
- ③ 海上災害防止センターの講習修了証明書は有効期間 5 年です。この期間内に運輸局等で甲あるいは乙の危険物等取扱責任者の認定を必ず受ける必要があります。
- ④ **危険物等取扱責任者更新講習では海上災害防止センター防災訓練所の修了証書の延長は出来ません。危険物等取扱責任者更新講習は証印の有効期限を延長するためのものです。**
- ⑤ 更新するために必要な乗船履歴は 3 ヶ月間です。
- ⑥ 更新せず失効してしまうと、海上防災センターでの消防実習、学科講習を受講し直さなくてはなりません。更新講習手続き前に必ず有効期限の再確認をお願いします。
- ⑦ 内航危険物船の機関部は、消防実習のみで甲種危険物取扱等責任者を取得可能です。  
甲板部の安全担当者は学科講習が必要です。
- ⑧ 乙種免許も更新講習で延長可能です。乙種記載欄にご記入下さい。
- ⑨ 乗船履歴が 3 ヶ月以上あるにもかかわらず、誤って当協会更新講習の申込をされる方がいますので、申込書には乗船履歴の確認欄を設けております。(一度申込をされますと原則として返金は出来ませんので再度ご確認をお願いします。)
- ⑩ 運輸局による証印の下部の確認印について
  - ・甲板部の履歴により確認と記入されているものは甲板部の免許です。
  - ・機関部の履歴により確認とされたものは機関部の免許です。
  - ・確認印の無いものは両方の免許です。両方の免許取得者が片方の乗船履歴で更新をすると、その確認された部の免許になってしまいますので、ご注意願います。片方の履歴しか無くて、両方の免許を継続するためには更新講習の受講が必要です。

